

「みえエコ通勤デー」実施要領（案）

（目的）

「みえエコ通勤デー」を推奨する日を設定し、自動車やバイクによる通勤から、二酸化炭素の排出が少ない交通手段であるバス等の公共交通機関による通勤への転換を促すことで、自動車やバイクの利用による二酸化炭素排出を削減し、低炭素社会の実現を目指す。

（実施内容）

自動車またはバイクで通勤している方が、「みえエコ通勤デー」を推奨する日に対象となるバス路線で通勤する場合、バス運賃を半額に割り引く「みえエコ通勤割引」を、低炭素社会の実現を目指す県民、事業者、市町等とともに実施する。

（対象となるバス路線）

「みえエコ通勤割引」の対象となる路線バスは、三重交通株式会社、三岐鉄道株式会社、八風バス株式会社、三重急行自動車株式会社及び三交伊勢志摩交通株式会社が三重県内で運営する路線とする。ただし、高速バス、コミュニティバス等は除くものとする。

（みえエコ通勤デー運営事務局）

「みえエコ通勤デー」を実施するため、「みえエコ通勤デー運営事務局」を設置する。なお、「みえエコ通勤デー運営事務局」の設置については別に定めるものとする。

（実施方法）

「みえエコ通勤デー」を推奨する日における「みえエコ通勤割引」の実施については、「みえエコ通勤デー運営事務局」から対象者に予め「みえエコ通勤パス」を発行し、乗車したバスの運賃支払い時に「みえエコ通勤パス」の提示を確認したうえで、バス事業者によりバス運賃を半額に割り引くものとする。なお、申請手続きについては別に定めるものとする。

（実施日）

平成27年〇月〇日（水）以降の毎週水曜日。

（対象者）

自動車またはバイクで通勤している方。

（実施期間）

平成29年3月末日までとし、その後、利用状況を勘案したうえで、継続について判断する。

（利用状況の把握）

「みえエコ通勤運営事務局」は、必要に応じて「エコ通勤パス」の利用状況を調査するものとする。

附則 この実施要領は、平成27年〇月〇日から施行する。